

原爆とアーカイブズ

数野文明

【要旨】

本稿は、原爆によるアーカイブズへの影響について、これまでの「壊滅的被害」という「常識」や「先入観」を再考し、広島におけるアーカイブズ被害の実態について考察したものである。本稿は次の方法によりその課題に迫ってみた。

第一に原爆前後で行政文書がどう扱われたのかを、県庁職員への聞き取りと被爆手記により解明し、県庁の文書疎開の実態を明らかにする。第二に戦前期作成された広島県行政文書（とくに県議会文書）についてその履歴と戦後の文書引継ぎ状況を解明する。第三に県以外の国や市の行政機関や民間事業所・団体等における記録の疎開状況を明らかにする。

結論は次のようである。広島県庁は被爆で全焼するが、被爆前の昭和20年（1945）6月以降に議会担当の庶務課の重要文書は広島県中部の高田地方事務所へ疎開された。時期不詳だが、広島県西部の廿日市市地御前の教員保養所、広島市内の安芸高等女学校及び盲学校にも文書は疎開された。それらの文書は被爆後回収され業務に利用された。これまで戦後の「収集」文書とみなされてきた県議会文書も、戦時の疎開文書だった。被爆を免れた広島県行政文書は少なくとも1600冊以上あったと考えられ、うち680冊程度は現在確認できない。疎開文書の一部は敗戦時の焼却や戦後の庁舎移転時の廃棄等により失われた。

広島市や国の機関は主に昭和20年6月から7月にかけて戸籍や土地台帳、重要書類や江戸期以来の土地租税資料、判決原本、訴訟記録、登記関係書類、刑事事件簿などを広島市や広島市郊外（可部町・中野村・白木町）及び県北部の庄原区裁判所などへ疎開させた。民間事業者・宗教団体も、伝票・過去帳や重要書類を疎開させた。同年6月から7月にかけて、疎開の気運が高まり、組織体の文書・記録や史料が疎開され守られた。原爆により地域の文書・記録は「壊滅」したのではない。むしろ戦後その一部が失われた。

【目次】

はじめに

I. 庁舎・文書の疎開

II. 県議会文書の履歴

III. 県庁及び文書館所蔵戦前期広島県行政文書の履歴

IV. 官公庁及び学校・民間団体の記録の疎開

おわりに

はじめに

原爆投下は地域のアイデンティティーの核となるアーカイブズそのものについて深刻な打撃を与えた¹⁾。しかし、どの程度の影響であったのか、公的機関の、あるいは民間の、アーカイブズ被害²⁾に関するま

とまった言及は寡聞にして聞かない。また、これまで県庁をはじめとする行政機関や民間団体の文書・記録の疎開の実態についても、史料的な制約もありそのテーマのみを考察される事がなかったように思われる。

原爆の惨禍はあらゆる物理的存在の抹消を伴うという「推測」が常識化し、一定のフィルターがかかったままで文書・記録への影響はこれまで語られてきた。つまり原爆のために多量のアーカイブズが失われ広島県の記録はほぼ壊滅した、と。果たしてこのことは正しいのであろうか。この検証が本稿の課題である。

問題は文書史料が極めて少ないことであるが、本稿では、聞き取り³⁾、手記等を援用し、また、僅少ながら残されている広島県の戦前期行政文書を主な考察対象として、次の方法を取ることにしたい。

- 1 広島県庁の行政文書疎開の実態を県庁職員への聞き取りと被爆手記によりできるだけ明らかにし、原爆前後で広島県行政文書がどう扱われたのかを解明する。
- 2 戦前期作成された広島県行政文書を抽出し、それがなぜこのように残ったのか、を明らかにする。とくに戦前期のもっともまとまった文書群である県議会文書についてその履歴を解明する。また、現存する広島県行政文書の履歴も明らかにして、戦前期の行政文書がどの程度戦後に引継がれたのかを考察する。
- 3 1、2は主に広島県行政文書を対象にしてきたが、国の機関(裁判所、税務署、气象台等)や広島市の行政機関、民間団体(宗教団体、事業所等)において記録の疎開状況はどうであったのか、可能な範囲で明らかにする。

- 1) アーカイブズの定義は「組織・個人がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録のうち組織運営上、研究上さまざまな利用価値のゆえに永続的に保存されるもの」〔安藤正人「文書館の資料」『アーカイブ事典』大阪大学出版会、平成15年(2003)〕とされ、「史料」「記録史料」と略称されるのが通説である。一方、本稿ではアーカイブズは地域や組織体の記憶を明らかにする「組織体の文書・記録あるいは記録史料」の意味で広義に使用している。原爆当時の組織体の文書や記録が組織の業務維持や証拠として重要なものであれば考察の対象としている。また原爆当時すでに歴史的資料として存在したものの以外の文書・記録も現時点から見れば地域や組織の記憶を証明しうる記録として「アーカイブズ」の範疇に含めている。また、原爆被災した文書・記録・物、あるいは原爆の記録化を意図した手記などの資料は「原爆被災資料」(原爆被災資料広島研究会『原爆被災資料総目録』第一集～四集)や「原爆資料」(『広島県史』「原爆資料編」)「原爆手記」(『原爆手記掲載図書・雑誌総目録1945-1995』)「被爆手記」等と表記される。本稿はそれらの「原爆手記」等を活用しているが、考察の対象とはしていない。対象は疎開等により守られた組織体の文書・記録・記録史料である。なお文中「文書」の語は「記録(組織文書)」とほぼ同義に用いた。
- 2) 原爆によるアーカイブズ被害について記述したものは数少ない。図書被害について言及したものには森岡祐二「広島県の原爆と被災図書」〔『図書館雑誌』Vol74, No8, 昭和55年(1980), 8〕がある。その中で、広島市立浅野図書館が約1万冊の準貴重書と蔵書約8万5000冊を焼失、広島文理大学附属図書館が約18万冊を失い、縮景園に蔵されていた浅野藩政史料もほとんど焼失したことにふれている。「有形無形の文化財も灰燼に帰し」「原爆はまさに文化の破壊そのものでもあった」とする。他に、広島県庁内に保管されていた大正年間刊行の広島県史編さん資料、明治初年の皇国地誌編さん資料、浅野図書館にあった旧広島市史編さん資料、の焼失が言及されたことがある。「広島県における文書館の諸問題」(広島県立文書館蔵、広島県立図書館「文書館制度に関する調査資料」〔昭和41年(1966)10月〕の県関係部分抄録による。
- 3) 広島県立文書館は戦中・戦後の県行政に関する情報を得るため、元県庁職員の聞き取りを行っている。「オーラルヒストリー」は地方の文書館にとっても、公文書にあらわれない情報や公人の記憶を記録化する有効な手段である。問題は最終的な公開利用に向けての予算(テープ起し等の予算)と人員配置の困難さである。

I. 庁舎・文書の疎開

まず最初に広島県庁庁舎及び県庁行政文書の疎開状況を明らかにしておきたい。そのために、根拠となる主要な聞き取りや手記及び資料について、資料1～8の番号を付して冒頭に示した。また、それらを根拠にした県庁の疎開・移転状況を表1～3としてその後に掲げた。なお傍線は該当箇所として筆者が加えた。

資料1

（前略）重要書類は防空ごうにたえず保管されていたのである。（中略）当時武徳殿の西側に庭園があり、その中に地方課の防空ごうがあった。私は、私が関係していた国民義勇隊の書類や建物疎開の書類をその防空ごうから取り出し、大きな風呂敷に包んで練兵場へ持ち帰った。〔当時地方課長のち援護課長、唐川悦任手記、広島県『広島県庁原爆被災誌』昭和53年（以下『県庁被災誌』と略称）142頁〕

資料2

文書の疎開は昭和19年4月から昭和20年6月までの間に行い、（高田郡）吉田町の高田地方事務所の倉庫に、議会文書を中心に、参事会の古い書類や庶務課の予算書を含めてトラック一杯の文書を何度か運んだ。明治初期からのもので相当にボリュームがあった。各部で疎開対応をしていたので、他の部も廿日市の地方事務所などに疎開したのではなかったか（筆者注＝廿日市地御前の教員保養所か）。戦後、疎開したものは東洋工業に持って帰った。そして事務をスタートした。霞町の兵器補給廠倉庫から基町の新庁舎に移転するとき多くの文書を処理した。保存期間3、5、10年のものはほとんど処理した。（当時庶務課書記補 三郎丸義春聞き取り、高田地方事務所の土蔵は聞き取りと配置図が一致した）

資料3

県の重要書類である支払証拠書類などは、県病院の庭園の防空ごうの土中に格納して無事であったことが後日確認された。また、安芸女学校、教員保養所（地御前）へ疎開していたものも無事であった。これらはすべて課員の協力によるものである。その課員は全滅して再び会う日はない。まことに痛恨の極みである。（中略）用度係主任の中野君は、各所の書類を疎開している地御前の教員保養所へ出張の途中、横川駅で建物の下敷となり重傷を負った。（当時会計課、小笠原優手記 『県庁被災誌』169～170頁）

資料4

当時、耕地課は打越町の安芸高等女学校の一部を事務室として疎開していた。（中略）八月九日、十日になると出先機関の救援隊が集まってきた。救援隊は、主として安芸高女の倒壊建物の中から公文書、諸台帳などを整理する隊に加わった。（後略）（当時耕地課、榎野俊春手記 『県庁被災誌』187～189頁）

資料5

終始兵事教学課のことを気にしていた主人はお盆過ぎに出広し、重要書類を疎開先の尾長町の盲学校から、東洋工業内の県庁舎へ移転させるため、大八車を引いて運搬するなどの活躍をしたことをその後人づてに聞きました。その間にも主人の体は、次第に破壊されていたようです。（兵事教学課、高田俊三妻マサヨ手記『県庁被災誌』148～149頁）

資料6

調査課のもつ膨大な統計資料は、終戦間近な時点で、軍から焼却通知を受けたが、後の統計課長大山寅正は疎開先の安芸高女校庭の防空壕に隠し、貴重な県関係の統計書を焼かなかった。敗戦後の9月17日枕崎台風で統計資料が泥水にまみれて流出したが、校庭の木柵に引っかかり職員が素早く回収した。その泥だらけの水に浸った統計資料を大山課長は、東洋工業、霞町の県庁へと大切に持ちつづけ、その統計資料の泥落としを私に命じた。昭和23年から3年間、大変な作業でした。(当時統計課 石国直治聞き取り 敗戦時の話は大山統計課長が直接石国に話した内容である。)

資料7

会議室に於て県下警察署長会議開催 その席上に於て偶々内務省より電報示達の機密文書の焼却指示を為す、焉ぞ罔らん、後日之が禍して追放の処分に遇はんとは、嗚呼。
(広島市公文書館蔵『竹内喜三郎日記』8月26日記事 竹内は敗戦時人事課長兼食糧課長)

資料8

教第五三〇号

昭和二十年三月二十日 広島県内務部長

広島市打越町 安芸高等女学校長殿

校舎借上ニ関スル件

現今ノ情勢ト県庁ノ一部急速疎開ヲ必要ト致シ候ニ付貴校一部借上方御配意相成度此段及依頼候也
(後略) (学校法人安芸学園蔵「(仮) 広島県内務部長による疎開依頼文書」)

表1 県庁各課疎開状況

農務課畜産係、耕地課、調査課	→	安芸高等女学校 (広島市打越町) (1)
学務係、兵事教学課、国民動員課	→	広島県盲学校 (広島市尾長町) (2)
土木部 (都市計画課、道路課など)	→	本川国民学校
建築課	→	基町仮庁舎
警察部 (一部)	→	広島市役所地下室 (広島市国泰寺町)
保険課	→	産業奨励館
労政課	→	県立二中
会計課	→	広島商工会議所
衛生課	→	袋町国民学校

注 (1) = 被爆後安芸高等女学校は倒壊 (2) = 盲学校は本館傾斜、
その他の疎開場所はほぼ全焼焼失 出典 = 広島県『県庁被災誌』、63~64頁。

表2 広島県行政文書の疎開先と疎開部署

庶務課 (地方課の一部含む)	→	高田地方事務所 (高田郡吉田町)
各部	→	教員保養所 (廿日市市地御前)
各部	→	庭内 (県庁西与楽園庭) 防空壕
人事課	→	奉安庫横の地下に人事関係文書埋設

出典 = 資料1、2、3

表3 県庁の移転状況

昭和20年（1945）.8.6	広島市比治山多聞院
昭和20年（1945）.8.7	東警察署（元芸備銀行下柳町支店）
昭和20年（1945）.8.20	東洋工業本館3階講堂
昭和21年（1946）.6.20	霞町旧広島陸軍兵器補給廠倉庫
昭和31年（1956）.4.19	基町広島県庁新庁舎（現庁舎）

出典＝「広島市空爆直後ニ於ケル措置大要」『広島県史原爆資料編』
昭和47年（1972）、及び表1出典。

以上の聞取り・手記等の資料及び表1～3により疎開状況をまとめると次のようになる。

昭和19年（1944）8月、新任の松村光磨知事は、県庁舎の疎開に非常な熱意を持って画策したという⁴⁾。既に重要地点の広島がいざ空襲を受けた場合は「各地二見ラレザル激甚ナルモノ」と想定され、最も建物人家の集中する水主町県庁付近は、建物の相当部分と、中島小学校と県病院、警察部官舎等も併せて疎開となり、元安川、本川水面も合わせて約7万坪の空き地が作られた⁵⁾。

結果、昭和20年（1945）3月から4月にかけて、兵事教学課と国民動員課（警察部）の一部は尾長町の県立盲学校へ、土木部各課（道路・砂防・河港・建築・経理・都市計画）は本川国民学校へ、農務課畜産係、耕地係、調査課の一部（統計業務）は広島市打越町の安芸高等女学校（以下「安芸高女」と略記する）へと疎開する⁶⁾。また、安芸高女には疎開した課以外の課（会計課など）が文書を疎開させていた。校庭の防空壕には調査課統計資料が埋められていた（資料5）。

その他衛生課の一部は袋町国民学校、保険課は産業奨励館、会計課の一部は広島商工会議所、警察部の一部は耐火建物の広島市役所一階及び地階へと移った。県の重要文書については「空襲罹災者用に印刷した罹災証明書」20万枚が市内国民学校校庭東南隅砂場に埋められ、人事関係の文書は県庁奉安庫横の土中に埋められた。県庁構内と隣接する興楽園には防空壕が掘られ、一部書類が納められた。県庁各課では空襲時には「非常持出」と朱書された重要書類を持ち出す事になっていた⁷⁾。

当時印刷所を抱えていた庶務課は県議会県参事会の事務を分掌しており、昭和19年から20年にかけて（実際は昭和20年6月から7月にかけて）高田地方事務所（現広島県安芸高田市吉田町）にトラック何杯かの議会文書・予算書等の庶務課文書を疎開させた（資料2）。各部は時期の特定は出来ないのだが、

- 4) 佐伯嘉一『広島財界太平記』昭和31年（1956）、257頁。以下は、昭和29年（1954）10月当時統計課長であった大山寅正から元中国新聞記者でもあった佐伯嘉一が県庁疎開に関して聞き取った部分。県庁疎開に関する聞き取りは希少で、統計課の疎開事情については唯一の詳しい記述と思われる。大山は当時統計課の前身である調査課の職員。大山は軍の命令に抗して統計資料を疎開先の安芸高等女学校校庭防空壕内に埋めて残し、原爆被災後に残った資料が9月16日の枕崎台風による豪雨で川に流される際、課員を集めてこれらを救い、後3年かけて水にぬれ損傷した広島県統計書原本を乾かし製本した。現在これらの原本類は当館が所蔵している。これらの事情については元統計課職員石国直治の聞き取り資料5を参照。また広島県統計協会『広島県統計史一戦後二十年一』昭和43年（1968）4～5頁、11頁にも関連する記述がある。
- 5) 石原虎好「広島市原爆罹災下の警察について」昭和27年（1952）10月12日、広島県警察史編修委員会編『新編広島県警察史』昭和29年（1954）、646～651頁掲載。石原は当時警察部長。この手記は同書の編さんのために準備されたもので極めて詳細な内容である。
- 6) 前出『県庁被災誌』62～63頁。これは当時の会計課長小笠原優及び属、中野格が記憶をたより各課の県庁内の位置と疎開場所を図にしたもので疎開先も記載されている。
- 7) 同前及び三谷昇「原爆当時の広島県庁」〔広島市役所『広島原爆戦災誌』第三巻、昭和46年（1971）〕、原田一彦「原爆前後の回想」〔『県庁被災誌』45頁〕。

広島市郊外の廿日市市地御前の教員保養所(昭和25年時点建坪403.3坪、敷地10反3畝23歩)へ重要文書を疎開させている(資料3)。

これらの文書の多くは原爆投下後に庁舎に移動され執務に利用された。とくに安芸高女の広島県行政文書は爆風による校舎倒壊後に掘り出された(資料4)。教員保養所の広島県行政文書は、戦後の文書係担当者複数の開取りにより昭和30年代までその存在が推測されるのだが、ファイリングシステム導入時(昭和34年10月23日総第813号通達)に処分された可能性がある。また県議会文書など現在まで引継がれた文書がある一方、昭和31年(1956)年4月に広大な空間の元兵器補給廠から狭い書庫の新庁舎に移転した際、疎開文書も含め多くの文書が廃棄されたと考えられる(資料2)。

II. 県議会文書の履歴

次に広島県戦前期行政文書のうちもっともまとまって残存している文書群である県議会文書について、その履歴を明らかにしたい。

これまで、県議会文書という文書群の伝来と性格は、次の如く考えられていた。

「第一に、これが系統的に保存されてきたものでなく、後年の収集文書であることから、残り具合に偏差が存することである。たとえば、明治前期のものがほとんどない一方、新しい時期になるほど同一の刊本を複数の箇所から収集したというケースが増える。」⁸⁾

この考察の根拠は昭和28年(1953)9月16日付の県議会議務局による依頼文「県議会史編集資料蒐集について」である。県内各地方事務所長、各庁長、市町村長にあてたこの依頼文は次の内容になる。

「予て当議会において、議会史編集の目的で相当の資料を確保しておりましたが、曩年の戦災でその全部を焼失いたしました。」とし「目下、旧議員関係をたどって蒐集に努めておりますが、何分長年月に亘るものでありますから、相当、各方面の協力を求めなければ完璧を期し難い」として「重点的に求めたい資料」を掲げた⁹⁾。

戦前期、明治19年(1886)の地方官制成立以降、第一部議事課、内務部第一課、県治課、地方課、庶務課、内政課が広島県の議会議務を担ってきた¹⁰⁾。昭和19年(1944)9月1日時点での内政部庶務課の事務分掌は第一に「歳入歳出予算ノ編成及経理ニ関スル事項」第二に「県会及県参事会ニ関スル事項」¹¹⁾で敗戦後も議会議務は内務部庶務課の担当であった¹²⁾。内務部庶務課は、昭和22年(1947)5月3日の地方自治法施行により従来の職制が改められた際、総務部庶務課となり、昭和24年9月に廃止、同部には財政課が新たにおかれた¹³⁾。

その同月3日広島県会で「地方自治の強化確立により地方議会の権能が拡大強化され、(中略)事務局に即応の態勢を要求するため」¹⁴⁾「広島県会事務局設置条例」が提案、議決された。この時点で県会

8) 広島県立文書館『広島県立文書館収蔵文書目録』第2集、平成6年(1994)、「県議会文書」の解説7頁。

9) 同前、解説3頁。

10) 第一部議事課=明治19年～、内務部第一課=明治23年～、第一部県治課=明治38年～、内務部県治課=明治40年～、内務部地方課=大正11年～、内務部庶務課=大正15年～、総務部庶務課=昭和10年～、知事官房庶務課=昭和17年～、内政部庶務課=昭和19年～、内政内政課=昭和20年～、典拠は表7参照のこと。

11) 広島県『広島県職員録』昭和19年(1944)。

12) ただし、昭和20年(1945)7月7日内政内政課となり、翌21年2月1日内務部庶務課に再度復活する。

13) 同年訓令42号。

14) 広島県議会議務局編『広島県議会史』第五巻、昭和39年(1964)、1273頁。

事務局は5課（秘書・庶務・会計・議事・調査）及び図書室を有する組織として設置され、議会事務を本格的に担うことになる。一方新設の財政課はこれまでの庶務課事務を引継ぎ、同時に戦前期の疎開した議会関係文書も引継いだと予想される。

戦前期の庶務課長は内務省官僚の重要なポストで県庁内の課では枢要な位置とされた。最も重要な事務分掌は予算関係であり、最も重要な文書が予算書であった。疎開文書は議会関係・予算関係の文書を多く含んでおり、これらを疎開地高田郡吉田町の高田地方事務所から引継いだのが内政課とその後復活した庶務課であった。その庶務課の事務文書として、財政課に多量の議会関係文書は引継がれ、その結果、新設の議会事務局には引継がれなかったと思われる。疎開した議会関係文書が、後日議会史編さんという目的のもとで財政課から「蒐集」されることになったと考えられる。その証拠に『広島県議会史』第一巻は巻頭に議会史編さん資料の写真を掲げて次のように解説する。

「県議会に関する資料は、原爆で殆んど焼失したが、この資料は幸いにも戦争末期に散逸することを恐れ防空壕に疎開させていた唯一のもので、県議会の貴重品である。」と。その巻頭写真には10数冊の予算書及び議事録らしき文書と『広島県会市部会郡部会沿革史』（以下『沿革史』）が見られる。後者は明治30年（1897）までの議事沿革を記録した『広島県会沿革史』やそれを引き継いで同44年（1911）までを扱った上記『沿革史』のことであり、『広島県議会史』編纂の基本資料となったものである。おそらく吉田町の高田地方事務所への疎開文書以外に残されたわずかな文書がこれら防空壕で守られた文書である。議会事務が戦前期庶務課内で行われ、予算事務や印刷所事務と同居していた事実が顧慮されず、昭和24年（1949）新設の県議会事務局は議会関係文書の疎開の事実を引継げなかったことになる。従って、財政課から「蒐集」した文書を含めて編纂資料は「蒐集文書」とされ、原爆焼失を前提にした先の県議会事務局による資料依頼文は、「蒐集」以前の状況を反映し、防空壕に残ったわずかな文書以外は「全部を焼失」したという文面になったと予想される。それを根拠にした我々の県議会文書目録の解説は、その伝来と性格について、「収集」による資料の偏在等の性格を強調し文書疎開の事実を見落とすことになったのである。

表4 県議会文書作成課別文書数と収集文書の割合

作成課（者・団体）及区分	主な内容	明13～44	大元～15	昭2～20
議員等からの収集文書	議案、議事日誌、決議録、決算書、報告書	55	157	221
議事係属官作成文書	報告書、説明書、議案他	27	12	0
第一部議事課（M19～） 内務部第一課（M23～）	議案、議事日誌、決議録、決算書、報告書他	141		
第一部県治課（M38～） 内務部県治課（M40～）	同上	86	59	
内務部地方課（T11～）	同上		67	
内務部、総務部（S10～）、知事官房（S17～）、内政部（S19～）庶務課	同上		7	101
県会市部会郡部会	会議録	19	68	54
参事会	議案、決議書、	3	16	22
広島県			2	12
合計		331	388	410
収集文書の占有率		16.6%	40.4%	53.9%

注＝明治19年(1896)7月地方官官制(勅令第54号)以前の県会担当課の作成文書は未確認。これ以外に三部制廃止、郡制廃止、貴族院議員選挙等に関わる地方課作成文書7冊、庶務課作成文書4冊が存在する。単位冊。

表4は県議会文書の戦前期のものについて、作成課別、時期別に作成簿冊数を示したものである。明治、大正、昭和戦前期と時期を経るにしたがい、収集文書の比率が16.6→40.4→53.9と上昇する。これは収集を依頼した旧県議員の文書が時期が直近になるほど多く、複数の旧議員からの収集が増えたからである。一方、議会事務担当課の業務に伴い作成された文書は担当課編てつの文書のみならず、事務分掌の範囲であった参事会に関する事務にともない作成された文書や三部制下の県会・市部会・郡部会の会議録も含めることが可能であろう。それらを合わせて、議会事務に関連する文書としてその比率を出せば、全体の61.6%を占める。

このほかに、三部制廃止関係の簿冊(大正8年～昭和5年)や郡制廃止関係の簿冊(大正11～12年)、貴族院・衆議院議員一件(大正14年)、皇太子殿下行啓録編纂一件(大正15年)といった内容の地方課及び庶務課作成文書が残されている。議会事務関連以外の地方課作成文書が混交している事情については後述する。まとめて言えば県議会文書の中核は「収集文書」ではなく、議会事務担当課により業務上作成された広島県行政文書であるということである。それらは、原爆投下以前に、庶務課を中心とした文書の高田地方事務所への疎開によって残された、庶務課引継ぎの文書群であった。

III. 県庁及び文書館所蔵戦前期広島県行政文書の履歴

次に僅かながら残存している戦前期広島県行政文書の伝来の過程を考えてみたい。県議会文書以外の戦前期広島県行政文書は表5、6のようになる。

表5 文書館所蔵広島県行政文書課別冊数(187冊)

作成課名	年代	数	引継ぎ課	内 容
第一部議事課、内務部第一課	M17～30	6	財政課	議案、説明書、決議録
内務部県治課	M44～T8	4	財政課	予算案、議決録
内務部地方課	T7～14	6	財政課	議決録
内務部他庶務課	T15～S20	30	財政課	参事会議案、議決書
広島県参事会	T10、S5	2	財政課	参事会議決書
水産課	M36～S23	26	水産課	漁場図、漁業権登録
河川課	M42～S15	6	河川課	上下水道布設認可申請
港湾課	S9～16	4	港湾課	広島工業港一件
経済統制課	S14～20	1	農政課	広島県告示一件
蚕業取締所	S10～14	1	農政課	蚕業取締所例規
安芸地方事務所	S15～21	3	同左	農業会関係
畜産課	S17～18	1	農政課	牛ノ共同育成施設竣工調書
学務課	M25～S20	87	学務課	小学校・補習学校等職員名簿、履歴書等

典拠・出典＝各簿冊及び広島県立文書館「広島県行政文書簿冊目録」

注＝議事担当課のみ部を記載。課はすべて戦後の引継ぎ時の名称。現在は室制であり異なる。学務課引継ぎ文書87冊は平成15年度教育委員会総務課より移管された。

表6 文書法制室所蔵広島県行政文書課別冊数（81冊）

作成課名	年代	数	引継ぎ課	内 容
内務部県治課	M41～T12	5	財政課	会議録、議案、予算書
内務部地方課	T11～14	5	財政課	郡制廃止一件
内務部他庶務課	T10～S21	11	財政課	郡制廃止一件、時局匡救施設委員会、民籍秩禄、議案、知事説明書
学務課	T14～	5	総務課	私立中等学校設置廃止、廃校職員録
生活物資課	S19	1	生活物資課	履歴書
河港課	S8	1	公衆衛生課	上下水道布設認可一件
耕地課	S2～	12	耕地課	耕地整理台帳
農務課、農林課、山林課、林務課	M40～S18	15	治山課	県営林台帳、県営林・模範林地上権契約
山林課、林務課	T14～S17	4	林産課	県営林造林計画書、県行造林一件
土木課、河港課	S2～16	5	監理課	行政訴訟、尾道港埋立地払下
土木課、河港課	S2～10	13	河川課	上下水道布設認可・計画変更認可、水利使用許可台帳、河川認可、廃川処分
港湾課	S10～13	3	港湾課	公有水面埋立、尾道港修築埋立処分
都市計画課	S17	1	都市計画課	都市計画審議会議事録

典拠・出典＝各簿冊及び「広島県長期保存文書目録」。議事担当課は部を示した。

注＝他に人事課作成「進退通知簿」（大正2年以来昭和20年迄）、援護課所管「兵籍簿」がある。兵籍簿は昭和19年末に広島市郊外の可部高等女学校に疎開されその多くは残されたという。これらは戦後の恩給・援護行政に活用され現在も援護課が所蔵しその文書量は膨大である。昭和19年当時国民動員課職員、大杉勝真聞取り。

表6によれば、総務企画部管理総室文書法制室所蔵の長期保存文書は戦前期の文書はわずかに81冊である。そのうち、26%にあたる21冊が財政課に引継がれた文書である。作成課をみると、県治課、地方課、庶務課であり議会事務を担当した課が作成した文書（議案、議決録等）を引継いでいる。また、町村行政の監督を事務分掌とした地方課作成文書である「郡制廃止一件」（大正10年～12年）も財政課引継ぎ文書となっている。県議会文書にも同様のことがおきているが、その理由は次のように考えられる。地方課は大正11年（1922）5月1日付で県治課廃止と同時に新設された（後掲表7参照）。この時点の内務部の分掌事務は「議員選挙」「府県行政及市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督」「会計」等であり、大正14年時点の内務部地方課の分掌事務は「議員選挙」「県会及参事会」「県ノ歳入出予算其ノ他県ノ経済」「市町村其ノ他公共団体ノ行政並経済ノ監督」「郡市役所事務ノ監督」等に関する事項である¹⁵⁾。これらの業務は大正11年5月時点で、県治課から地方課に引き継がれたと思われる。大正15年（1926）7月1日には再び地方官官制が全文改正され、郡役所廃止とともに内務部に庶務課が新設された。広島県では地方課長が新設の庶務課課長を兼任している¹⁶⁾。この時点の内務部分掌事務は「議員選挙」「府県ノ行政」「市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督」「会計」等で、地方課が「市町村其ノ他公共団体ノ行政財政ノ監督」を、庶務課は「県会、県参事会」「議員選挙」を分掌し、同部内で分掌事務は分担された

15) 【広島県職員録】大正14年9月1日、内務部分掌は大正2年（1913）6月13日勅令第151号。これにより地方官官制が全文改正された。【法令全書】大正2年、表7参照。

16) 【中国新聞】大正15年（1926）7月2日

(「広島県職員録」昭和3年4月1日)。その後、地方課、庶務課ともに部内で存続していたが、昭和10年(1935)1月19日の勅令第4号による部制改正により内務部から新設の総務部所属となり、同部の事務分掌に知事官房から「官吏ノ進退及身分」「褒賞」「統計」が付加され、広島県では総務部人事課、同統計課が新設された。この時点で庶務課事務分掌のうち「議員選挙」に関する事項が地方課に移された〔「広島県職員録」昭和10年(1935)10月1日〕。その後、昭和15年(1940)12月27日発の内務省指示¹⁷⁾により、総務部課制の全部改正が行われ、地方税制改正後の市町村行政指導の強化や、時局関係事務処理体制強化を目的に、地方課は実質的に廃止され、新地方課が設置された。行政の实地指導を主な分掌とする新地方課に対して、従来の地方課の「市町村其ノ他公共団体ノ指導監督」「貴族院議員・衆議院議員・県会議員ノ選挙」事務はいったん庶務課に移管された(「広島県職員録」昭和16年4月1日)。

その後昭和17年(1942)11月1日の勅令第768号により行政の簡素化が計られ、総務部は廃され、内政部地方課(「議員選挙」「市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督」所掌)が復活するとともに、知事官房庶務課(「県会及県参事会」所掌)と所属部が別れた。また、昭和19年(1944)7月8日の勅令第443号により部制改正が行われ、知事官房の分掌のうち、「官吏ノ進退及身分」「褒賞」「統計」「会計」「府県ノ行政」が内政部に移管され内政部庶務課・地方課となった。庶務課の分掌事務は「県会及県参事会」「歳入歳出予算ノ編成及経理」「県営印刷所」等であり、地方課のそれは「議員ノ選挙」「市町村其ノ他公共団体ノ指導」「地方事務所」「大政翼賛運動」ほか時局に関する多くの分掌を含んでいた(「広島県職員録」昭和19年9月1日)。昭和20年(1945)6月10日の勅令第350号により地方統監府官制が制定され広島に中国地方統監府がおかれた。本土決戦を前に7月7日には広島県の機構改革が行われ、庶務課・地方課は廃止され内政課に統合された。

こうした部制改正や分掌の移動を通観すると、大正15年(1926)の庶務課新設以来「県会及県参事会」事務は一貫して庶務課が分掌したことがわかる。したがって、大正15年時点までの県治課・地方課編綴文書のうち県会関係簿冊は当然庶務課に引継がれた。それに加え、大正期後半以降の地方課編綴の町村行政監督に関する簿冊が今もって財政課の文書として残されたのは、昭和15年(1940)12月における地方課廃止と地方課事務分掌の庶務課移管、もしくは昭和20年7月における庶務課・地方課の廃止と内政課への統合が原因となった可能性がある。それらの地方課文書が戦後、議会関係簿冊とともに一括して財政課に引継がれたため、その一部が長期保存文書として、いまだに財政課所管となっている可能性がある。この事情は県議会文書に地方課作成の「三部制廃止」関連文書や「郡制廃止」の関連文書が混交していることにも通じる。ただし、地方課編綴の膨大な文書の多くは失われている。特に戦時体制下の文書は一切存在していない。相互に分掌事務の一部が行き来し密接な関連をもつ両課にあって、一部の地方課文書が疎開対象の庶務課文書に混交した可能性が高いと思われる。また、昭和20年7月の内政課成立以前に、地方・庶務両課を中心に疎開された可能性もあるが、その場合、戦後、地方課の時局関係文書が大量に廃棄されたことになる。

ところで、長期保存文書の財政課所管の議案関係文書に「明治35-42」「明治42-大正2」と朱書きされた手書き孔版の紙裏書が挟まれているものが二つあり、その手書き孔版の文書は沖繩戦の最中に出され、「沖繩ノ戦局ハ危急ヲ告ゲテるル。沖繩戦デ敵ガ得ツ、アルモノヲ軽視スルワケニハイカナイ」と記載された手書き孔版文書であった。これは戦時の疎開時に議会関係文書をまとめて綴じる時の目印として書かれたものと考えられる。当時庶務課書記補であった三郎丸義春氏は疎開時期を昭和19年後半から20年にかけてのいつかだと記憶されていたが、これにより、庶務課文書の疎開は昭和20年(1945)

17) 地第114号「地方庁総務部ノ機構改正ニ関スル件」内務次官依命通牒、広島県立文書館蔵「旧制八〇年」(二)参照。

4月1日の米軍沖縄上陸以降だと推測できる。また、原爆投下前の庶務課編綴文書の最終的な日付は昭和20年6月22日であることから、その日以降7月7日の内政課成立以前に庶務課文書の疎開は行われたのではあるまいか。昭和20年7月8日付『中国新聞』によれば、広島県の機構改革は戦局に即応して38課を簡素化し、28課に統合するもので、内政課は調査・拓務・地方・庶務の四課を統合し成立した。6月29日には県庁罹災時の移転計画が発表され疎開の気運は熟していた（注5『新編広島県警察史』）。表5は当館所蔵の戦前期広島県行政文書を課別に示している。ほぼ、文書法制室所蔵文書の構成に似通っている。ここでも財政課引継ぎの文書が全簿冊（177冊）の27%（48冊）を占め、作成課は議会事務担当課である。異なる点は学務課が引継いだ明治期以来の小学校・補習学校・中等学校・高等女学校の職員名簿及び履歴書、除籍簿、の87冊の存在、及び水産課引継ぎの漁場図・漁業権登録関連簿冊26冊の存在である。

両資料群に共通するのは、明治中後期から昭和戦後期まで長期間にわたり業務的に活用されたことである。この点が、原爆被災を逃れてなお、戦後も廃棄されず、最終的に当館に移管され得た最大の理由である。学務関係の課・係（兵事教学課、学務係）と警察部の国民動員課は尾長町の広島県盲学校に疎開していたため、校舎は倒壊せず、疎開文書は全て焼失を免れた。兵事教学課の文書については、前掲資料5にあるように、担当者が東洋工業内の県庁舎へ運んだという証言も残されている。おそらく、さきの職員名簿や履歴書は疎開で救われた文書の一部である。兵事教学課は「兵事二関スル事項」や「在郷軍人会ニ関スル事項」「国賓ニ関スル事項」等を分掌しており¹⁸⁾、戦後軍事関係文書として焼却された可能性がある。また、国民動員課は「国民徴用」「国民勤労報国協力令施行」の関係事務を分掌しており、同様の措置が取られたと予想される。広島における敗戦後の公文書焼却については不詳であるが、唯一確認できるのは、敗戦時に広島県人事課長兼食糧課長であった竹内喜三郎の日記に書かれた事実である。前掲資料7はその日記中8月26日の記事である。内務省より電報で指示があったため、「機密文書の焼却指示を為」したというのである。竹内はそのため後日公職追放の処分を受ける。

そのほかに、残された戦前期行政文書全体の特徴としては、特定の課に残存文書が集中せず、僅かな文書がいくつかの課に残っているということがいえる。各部対応といわれた文書疎開のあり方は、部内の各課に少量の文書のみを認めたものだったのか、ただ戦後に失われた文書が多かっただけなのか、不詳というほかはない。

さて、疎開で残されたはずの文書がいつの時点まで存在したのか、表8によって考察してみたい。表8は、昭和25年（1950）の知事事務引継書に編てつされた、庁内全課の新知事引継ぎ簿冊を課別に集計し、戦前期の文書を抽出してみたものである。これによれば、まとまった文書群として、人事課引継ぎ文書の「進退通知簿」「機密書類」「恩給・退隠料台帳」他207冊（一部は戦後の作成文書も含む）、河川課引継ぎ文書の災害復旧・河川改修等の文書252冊、港湾課引継ぎの広島港・尾道港・竹原港等修築文書38冊、治山課引継ぎの造林台帳・模範林造林地上権設定関係等の文書35冊、農務課畜産係の畜産関係文書21冊、世話課の恩給関係や戦没者台帳93冊などを確認できる。戦前期文書引継ぎ合計735冊のうち、人事課「進退通知簿」21冊、治山課「造林台帳」他15冊、港湾課「広島工業港一件」他7冊、畜産課1冊、農産課1冊、監理課「訴訟一件」他5冊は現在も引継ぎを確認できる。しかし、この知事引継ぎ文書の中には財政課が引継いだ戦前期庶務課文書や学務課あるいは水産課が引継いだ戦前期文書は1冊もない。つまりそれらは当時別の管理下にあり、この引継書に記載された戦前期文書は疎開で残された文書の一部にすぎない。広い空間が保障された旧広島陸軍兵器補給廠の倉庫（当時広島市霞町）が県庁舎となったため、各主務課管理の簿冊は極めて多い。知事引継ぎ対象ではない疎開文書が各課管理の下で

18) 広島県『広島県職員録』昭和19年（1944）。

残されていても不思議ではない。

知事引継書に記載されなかった戦前期文書がこの時点でどれほど存在したのかは判断しかねるが、少なくとも、現在までは引継がれず当時存在した戦前期文書が685冊あったということはいえる。現時点で確認できる戦前期文書が約1000 (964) 冊である。少なくとも1600冊前後の戦前期文書は昭和25年時点で残っていた。同時にその時点までに廃棄処分された疎開文書が少なからず存在したことも推測される。

なお、明治19年 (1896) 以降戦前期における地方官官制及び部制・職制の改正と県会事務担当課の変遷を表7にまとめた。

表7 地方官官制の変遷と広島県県会事務担当課

地方官官制の法令	府県庁の部の規定	県会事務担当課・所属部の県会に関する事務分掌規定	県会担当部課	課分掌確認典拠
勅令第54号 明19.7.12	第一部、第二部、 収税部	第一部「府県会水利土功会区町村会ノ会議ニ関スル事項」	第一部議事課	【広島県統計書】 明治19年
勅令第225号 明23.10.10	知事官房、内務部、 警察部、直税署、 関税署、監獄署	内務部第一課「議員選挙及府県会、郡会、市町村会、公共組合会等ノ会議ニ関スル事項」	内務部第一課	【広島県統計書】 明治23年
勅令第162号 明26.10.30	知事官房内務部警察部 収税部監獄署	内務部第一課「議員選挙及府県会、郡会、市町村会其ノ他公共組合会等ノ会議ニ関スル事項」	内務部第一課	「明治廿六年議事日誌」(県議会文書、以下同)
勅令第253号 明32.6.14	同上	内務部第一課「議員選挙ニ関スル事項」 「府県行政及郡市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督ニ関スル事項」	内務部第一課	「明治三十二年通常県会議案」
勅令第140号 明38.4.18	知事官房、第一部、 第二部、第三部、 第四部	第一部「議員選挙ニ関スル事項」 「府県行政及郡市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督ニ関スル事項」 県治課「議事、市町村、庶務」	第一部県治課	【中国新聞】 明治38年4月24日
勅令第266号 明40.7.12	知事官房、内務部、 警察部	内務部「議員選挙ニ関スル事項」 「府県行政及郡市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督ニ関スル事項」	内務部県治課	「明治四十年通常会明治四十一年通常県会市部会郡部会決議書」
勅令第151号 大2.6.13	同上	内務部「議員選挙ニ関スル事項」 「府県行政及郡市町村其ノ他公共団体ノ行政ノ監督ニ関スル事項」 地方課「県会及県参事会ニ関スル事項」	内務部県治課、 内務部地方課 (大11~)	【広島県職員録】 大正4年、14年 9月1日 【広島県社会事業要覧】(大15)
勅令第147号 大15.6.3	知事官房、内務部、 学務部、警察部	内務部「議員選挙ニ関スル事項」 「府県ノ行政ニ関スル事項」 庶務課「県会県参事会ニ関スル事項」	内務部庶務課	「広島県処務細則」(大15.12改正) (【広島県警察類典】所収)
勅令第4号 昭10.1.18	知事官房、総務部、 学務部、経済部、 警察部、土木部	総務部「議員選挙ニ関スル事項」 「府県ノ行政ニ関スル事項」 庶務課「県会県参事会ニ関スル事項」	総務部庶務課	【広島県職員録】 昭和10年10月1日

原爆とアーカイブズ（数野）

地方官官制の法令	府県庁の部の規定	県会事務担当課・所属部の県会に関する事務分掌規定	県会担当部課	課分掌確認典拠
勅令第768号 昭17.11.1	知事官房、内政部、 経済部、警察部、 土木部（経済・土木指定部）	知事官房「府県ノ行政」庶務課 「県会及県参事会ニ関スル事項」	知事官房庶務課	『広島県職員録』 昭和18年4月1日
勅令第443号 昭19.7.8	知事官房、内政部、 経済第一部、経済 第二部、警察部、 土木部（第一第二 指定部）	内政部「府県会、府県参事会其 ノ他府県ノ行政」庶務課「県会 及県参事会ニ関スル事項」	内政部庶務課	『広島県職員録』 昭和19年9月1日
勅令第350号 昭20.6.10	知事官房、内政部、 経済第一部、経済 第二部、警察部、 土木部	内政部不明	内政管内政課	訓人第139号

注 = 広島県県会担当部課は「旧制八十年（二）」（元総務課高名計三作成、当館蔵）を参照。他典拠「法令全書」。

表8 昭和25年の戦前期簿冊引継ぎ状況

課室名	文庫収蔵簿冊	戦前期簿冊数	年代	主な内容	主務課保存簿冊	戦前期簿冊数	年代	主な内容
広報委員会・企画	1	0			111	0		
秘書					28	0		
会計	130	10	S 14~23	現金出納簿	227	0		
用度	133	0			244	0		
総務	195	0			331	0		
人事	59	3	S 10~24	庶務細則	397	205	T10~S25	進退通知簿、機 密書類綴
財務	0	0			207	8	S 15~25	法人台帳
地方	17	2	S 19~20	国民貯蓄運動一 件	720	1	S 17~22	地方事務所関係 例規綴
統計	0	0			606	0		
渉外	54	0			185	0		
文教	0	0			199	0		
厚生	110	0			186	0		
児童	39	0			184	0		
保険	15	2	S 18~24	各種例規通牒綴	985	1	S 18~25	各種例規通牒
世話	57	0			698	93	S 16~25	恩給一件、戦没 者台帳他
農業経営	247	23	S 16~23	農業会関係例規、 予算、家畜	446	0		
農産	139	0			403	3	S 10~25	農業資材関係例規 綴、蚕糸関係例規他

課室名	文庫収蔵簿冊	戦前期簿冊数	年代	主な内容	主務課保存簿冊	戦前期簿冊数	年代	主な内容
農業改良	25	0			142	0		
畜産	119	21	S 17~23	酪農、養鶏、肉牛供出、予算	153	0		
水産	172	0			351	0		
食糧	277	5	S 16~23	主要食糧配給例規	422	0		
資材	0	0			42	0		
企業	0	0			183	0		
指導	50	0			394	0		
商政	47	0			441	1	S 16~20	告示一件
林政	0	0			387	2	S 14~15	調定報告綴
林業経営	0	0			39	2	S 19	緊急増産簡易搬出林道他
治山	22	22	M40~S24	造林台帳、御大典記念造林、地上権契約、模範林台帳他	268	13	M40~S25	例規、県行造林台帳、パルプ資源造林地上権設定
労政	134	0			180	0		
職業安定	267	6	S 12~24	事務引継、労働者供給事業他	467	0		
渉外労務	41	0			307	0		(失業保険徴収課)
監理	2	0			454	14	T 11、S 16~	訴訟一件、災害施行計画
道路	0	0			162	0		
砂防	28	0			133	0		
河川	281	252	M39~S24	災害復旧、工事、中小河川改修、廃川敷処分他	87	0		
港湾	60	38	S 5~25	広島港修築、対満支地港湾調査一件、会計検査他	141	0		
計画	91	0			255	0		
建築	84	0			98	0		
住宅	55	0			222	0		
営繕	55	0			152	0		
医務	302	0			384	0		
公衆衛生	142	0			493	0		
予防	53	0			397	0		
薬務	7	0			508	0		
農地	266	1	S 18~20	標準農村一件	92	0		
開拓	0	0			355	0		
耕地	107	7	S 18~22	農用公共事業、水害一件他	190	0		
国体事務局他	0	0			45			

出典 = 広島県行政文書昭和25年【知事事務引継書】の簿冊目録より。文庫とは広島県文庫で、当時の書庫。

IV. 官公庁及び学校・民間団体の記録の疎開

ここでは、広島県庁以外の広島市内の主な組織の記録疎開状況を明らかにしたい。表9は広島県庁、広島市役所以外の主な官公庁及び事業所・民間諸団体における被爆前の記録等疎開状況を示す。典拠資料は昭和46年（1971）8月から12月にかけて発刊された『広島原爆戦災誌』全五巻及びその記述の基礎資料となった「広島市原爆戦災誌資料表」（以下「資料表」と略記する）である¹⁹⁾。

「資料表」は、市内各地区用、教育機関用、官公庁用、事業所用、宗教団体用、市町村用の六種に分けられ、市内各地区用が十二調査項目、それ以外は八調査項目で、昭和37年（1962）7月から各機関に送付された。「資料表」を見ると、その表紙の形態（手書き孔版・活版）や受付年月日及び調査依頼主体が「資料表」ごとに変化していることに気付く。発送後に何度も追跡調査を行っているためで、最終的にはほぼ原稿内容が固まる昭和44年（1969）4月まで、約7年をかけた調査資料ということになる²⁰⁾。

「資料表」に貼付された日本勧業銀行広島支店の回答文書に「往時の記録を捜し又現在当時の在職者にして生存者の殆ど全部に当たって聴取する等、八方手を尽くしましたにも拘らず当行として自信をもって御提出できる様な結果となり得ませんでした」とあるように、調査結果が思わしくないものもあり、被爆17年後の調査という限界もある。しかし、新たな資料を発見する可能性が極めて低いことを考えた時、この『広島原爆戦災誌』本文編及び資料編と「資料表」は記録の疎開状況を探るうえで最も包括的な情報を得られる資料群である²¹⁾。

さて、以下官公庁、図書館、事業所、寺社・教会、学校等のうち主な機関・施設の記録疎開状況について表9を参照し跡付けてみたい。なお郡、町村名は主に当時の名称である。

（1）広島市役所と広島市立浅野図書館、広島文理大学付属図書館の記録疎開状況

まず広島市役所と広島市立浅野図書館の分散疎開について、『広島原爆戦災誌』第三巻第二章「広島市内主要官公庁・事業所の被爆状況」から、該当部分を引用する。

戸籍簿の大部分を比治山の頼山陽文徳殿へ疎開し、文徳殿は戸籍選挙課分室となり、職員もここに出向して執務した。戸籍簿の一部と、印鑑登録簿・土地家屋台帳など事務上しばしば必要な簿冊は、市庁舎前にあった藤田ビルの疎開あとの地下室に疎開した。（中略）各課の保存文書は、三階北側の文書係書庫に一括して保管した。その後、佐伯郡古田町田方の青年会館へ疎開する予定で、一時的に大手町国民学校に移っていて、数ヵ月後に被爆した。その他の各課の重要文書を、疎開あとに残っている市内各所の土蔵などを利用して納めていたが、これも焼失した²²⁾。

19) 現在「資料表」は広島市公文書館が所蔵している。「資料表」は未整理状態であったが閲覧請求をしたところ、保存状態を勘案しながら広島市公文書館職員の岡本昭子氏が資料ごとの閲覧対応をして下さった。戦災誌の本文記述に比較して異なる部分が多くあるが、それは、「資料表」を補うための聞き取りや別の調査内容を本文に掲載している場合が多いからである。一方「資料表」のほうが詳しい場合もあり、一様ではないため関係分の「資料表」はほぼ閲覧し、内容の確認を行った。ただし、一部の「資料表」は、確認できないものもある（中国統監府、広島県警察部、広島通信局関係各機関、広島財務局税務署等）。

20) 前出『広島原爆戦災誌』第五巻1003～1009頁「編集後記」に経緯が詳述されている。

21) 注20の『広島原爆戦災誌』は「資料表」を基礎に第一次資料から文献・手記・聞き取り・社史・校史などあらゆる資料が狩猟され記述されている。なかでも被爆手記は最も有力な情報で原爆の記録化に不可欠である。手記の文献情報は、原爆被災資料広島研究会『原爆被災資料総目録』第一から四集（昭和44年～）及び宇吹暁編著『原爆手記掲載図書・雑誌総目録1945-1995』平成11年（1999）刊、日本アソシエーツが有益である。

また、浅野図書館は、当時九万冊を所蔵していたが、そのうち漢籍など貴重図書八、四一一冊、および絵図類約九、〇〇〇点を、安佐郡安村光明寺・同郡伴村専念寺・願行寺・佐伯郡石内村浄土寺に分散疎開した。第二次の疎開にあたり、前記貴重図書につぐ特別図書五十梱包約一万冊は、疎開すべく準備はしたがトラックの配車が悪く、図書館玄関に積みあげたまま、原子爆弾にあった。このとき郷土史資料として重要な浅野藩政史料もほとんど焼失した。なお、郡部に疎開した図書も、九月の水害で多数流失、損傷した。

市の事務遂行上最も重要な文書である戸籍簿・土地家屋台帳等が疎開によって守られた一方、疎開予定だった大手町国民学校の各課重要文書や市内の土蔵へ保存していた文書は焼失した。しかし、市庁舎内庭にあった奉安庫の御真影、明治天皇使用の椅子・机・テーブル掛け・敷物などは佐伯郡砂谷村国民学校へ疎開され焼失を免れている(同前)。

浅野図書館は輸送手段の手配不備で疎開予定の約1万冊の準貴重書と蔵書約8万5000冊を失った。また、ここで触れている浅野藩政史料は図書館ではなく浅野氏別邸であった縮景園内に蔵されていたと思われる。

また文書群全体の伝来情報を欠くが、広島市議会の議事資料のうち、会議録(明治24年～昭和15年、昭和12年欠)、速記録(明治45年～昭和15年、昭和5年欠)、議決書(明治24年～昭和15年、明治39～40年欠、大正2、4、6～9年欠)が現存している。これらも疎開なくして存在し得ない²³⁾。

広島文理大学付属図書館は学都広島の側面を象徴する「公共図書館」的の大学図書館で、浅野図書館同様に分散疎開の途中で被爆した。その疎開状況は昭和20年(1945)4月初旬の第一次疎開で高田郡吉田町の広島青年師範学校に一括して6868冊を疎開させ、6月から7月末にかけての第二次疎開では、広島市近郊の安佐郡長束村から、比婆郡東城町や双三郡吉舎町、御調郡向島町の女学校・中学校・修道院等9箇所へ文科系研究室の書籍を含む約9万冊(第一次疎開分も含んだ数量)を疎開した。しかし、被爆時の蔵書27万冊のうち、残る18万冊は灰燼に帰した²⁴⁾。

(2) 広島財務局及び広島税務署の重要古文書類疎開

広島財務局及び広島税務署(現広島国税局、中国財務局)は慶長年間を初めとする江戸期迄の膨大な検地帳・村明細帳・免帳類や明治前中期の貴重な地租改正史料を安芸郡中野村の大師堂や畑賀病院などの寺院・倉庫へ全て疎開した。この文書群は戦後の昭和27年(1952)11月と昭和35年(1960)6月に後身に当たる広島国税局から広島大学に寄贈され中国五県土地・租税資料文庫と名付けられた。その間の事情を深く知る同大学国史学専攻教授後藤陽一によれば「もともと、この資料は、広島税務監督局の倉庫に眠っていたのを、戦時中同局勤務の相原勝雄氏の識見と熱意により、非常な労苦をおかして可部町に疎開されていたため、幸いに原爆の惨禍をまぬかれたものによしである」²⁵⁾とされる。相原は当時財

22) 戸籍簿疎開の背景について、元市役所戸籍課職員川本軍次郎の手記「戸籍簿秘話と志波課長」(広島市退職公務員連盟まこも会『ひろしまの歩みとともに』昭和47年刊)によれば戸籍課長志波黍二が「広島危し」とみて、原爆投下1年半前に、粟屋仙吉市長等に伺い、理事者間の反対を押し切り疎開を行ったという。『広島原爆戦災誌』は柴田助役の決断としている。

23) 広島市議会編『広島市議会史』議事資料編I、昭和60年(1985)、例言。

24) 注2森岡前掲論文参照。広島大学附属図書館が所蔵していた昭和二十一年「疎開並焼失残存図書二関スル諸控」綴は現在紛失し、かろうじて複製を広島大学文書館が所蔵している。同館菅真城氏のご教示による。

25) 広島大学附属図書館『中国五県土地・租税資料文庫目録』第一部、昭和40年(1965)、巻末の後藤陽一執筆「あとがき」による。

務局戦時施設課長であり被爆を生き延びた人物である。

『広島原爆戦災誌』第三巻292頁では、広島財務局及び広島税務局は可部町可部税務署鉄筋倉庫と民間酒造家倉庫に印刷機械や重要書類を疎開したとある。また被爆後の8月20日ごろ財務局は執務の疎開先を可部税務署の二階へ移動している。租税資料の疎開先が可部町か中野村か判然としないが、大量の租税資料が広島市郊外へ疎開された事実は確認できる。この文書群は昭和26年（1951）9月いったん反古業者に払い下げられたため非常な苦心を重ねられて国税局へ回収され、広島大学へ譲渡された（同前）。

（3）広島控訴院・広島地方裁判所・広島区裁判所、及び広島控訴院検事局・広島地方裁判所検事局・広島区裁判所検事局の判決原本及び刑事事件簿などの疎開

検事正堅田忠美が被爆直後に書いた「昭和二十年八月六日広島地方敵機空爆情況報告書」〔広島高等地方検察庁「原爆の記録」昭和44年（1969）〕等によれば、昭和19年（1944）末、広島地方裁判所検事局（現広島地方検察庁）や広島区裁判所検事局（現在同前）は、「判決原本、刑事被告人人名簿等全部」といった重要書類を県北の比婆郡庄原町（現庄原市）の庄原区裁判所倉庫に疎開させた。「其他ノ帳簿、既済、未済事件記録」は庁内の防空用地下室に入れていたが焼失した。「其蓋ノ開閉戸上ニ土盛り少ナカリシ為遺憾ナカラ焼失」したという。残された刑事事件簿は、はやくも8月24日から26日に検事・書記が庄原に赴き書類の調査を始め、刑事事件公判の準備を開始している。広島地方裁判所及び広島区裁判所（現広島地方裁判所）は時期不明だが、戸籍関係書類を比治山の市役所分室横穴へ、登記関係書類を庄原区裁判所へ、その他は広島区裁判所祇園出張所に疎開させた。広島控訴院検事局（広島高等検察庁）も重要書類は三次区裁判所検事局に疎開させ、広島控訴院（現広島高等裁判所）は、時期不明だが、判決原本を庄原区裁判所へ、進行中の訴訟記録を高田郡白木町の広島区裁判所井原出張所へ疎開させた。司法機関・裁判所の遠隔地への早期の疎開が判決原本や刑事事件簿その他の記録を被爆から守ったことになる²⁶⁾。

26) 中国地方の裁判所判決原本は広島高等裁判所管轄範囲のものが広島大学と岡山大学に保管されている。広島大学の保管分は現在広島大学法学部資料室にある。その文書量は広島地方裁判所元所管分ダンボール90箱、広島高等裁判所元所管分39箱、全体で513箱に及ぶ。これらは明治10年から昭和18年までの判決原本であるが、それ以外の戦前期裁判関係資料がいまもかなりの分量残っており各裁判所及び検察庁に保存されているという。広島修道大学法学部教授加藤高氏、西南学院大学法科大学院教授・広島大学名誉教授紺谷浩司氏、弁護士増田修氏の三氏は民事判決原本以外の民事裁判記録諸簿冊等の史的価値を評価する考えから、中国地方の広島高等裁判所管内の各地方裁判所が保管する資料の共同調査を行っている。現在は昨年発足した広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会（研究代表加藤高）がその地道な調査・研究を引き継いでいる。最近の成果と共同調査の目的等を記したものに次の文献がある。加藤高「明治初年、広島県聴訟課の家事裁判一「訴状受取録」の検討を通して」（『修道法学』第27巻第1号平成16年）、同「明治前期、司法官任用制の一断面—明治10年広島裁判所の場合」（『修道法学』第23巻第2号平成13年）など。現在も調査が進行中であるが例えば広島地方裁判所が所蔵する戦前期の簿冊には、次のものがあり、各々が戦前期を通じて作成され、量的にかなりの簿冊が残存していると推測されている。例えば明治7年以降の「訴状受取録」、明治12年以降の「上訴裁判通知録」、その他「却下文書」、「判決謄本綴」、明治5年から9年の「裁判申渡案」、「証書裏書案」、「訴訟件名録」などである。以上は加藤高氏のご教示による。これらは戦時の疎開で残されたものであり地域の重要なアーカイブズである。現在、これらは廃棄の可能性があり、加藤氏・紺谷氏らはその保存を求めて活動されている。なお民事判決原本及び裁判記録に関する文献は夥しい。さしあたり保存決定前の文献であるが、林屋礼二他編『図説判決原本の遺産』平成10年（1998）、信山社に広島県の判決原本が紹介されている。また問題点や経過の解説が平易であり、文献目録も付されて便利である。

(4) 広島管区气象台による横穴式防空壕への気象資料疎開

広島管区气象台(現広島地方气象台)は安佐郡可部町の友貞神社の建物内に気象観測機器一式や観測用紙、天気図用紙などを疎開させ、重要書類、気象原簿、気象記録は气象台東側の横穴式防空壕に移した。この気象資料は明治20年代の広島地方測候所開設当初からの資料を含み、管内気象年報・月報はもとより、全国各都道府県の気象年報、月報、日報等多種類の資料を含んでいる。

戦後、昭和35年(1960)11月、広島气象台台長仁科伸彦の厚意により、広島大学教養部へ寄贈され広島大学気象資料室備付、気象文庫と名付けられた。その総点数は約4400点に及ぶ²⁷⁾。

(5) 芸備銀行の記録疎開状況

芸備銀行(現広島銀行)を初めとする市内の銀行は、金庫に現金、帳簿、重要文書を保管し、諸帳簿・伝票の副本・写しを他の支店と相互に持ち合い記録保存を図った。

そのうち、芸備銀行は広島最大の地場銀行で本店は爆心地近くの紙屋町にあった。昭和20年(1945)6月5日副頭取から各営業所責任者にあて、次の文書が通達された。

「(前略)堅牢ヲ誇レル石造又ハ鉄筋建ノ大廈ト雖モ焼夷弾ニヨル敵襲ニ遭ヒ内部ノ災火ニヨリ使用ニ堪ヘサルニ到レルモノ多ク全ク舊来ノ觀念ニヨリ絶対安固ナリト謂ヒ得ザル状況有之、(中略)殊ニ最近敵機ノ頻襲ハ近ク必ズヤ大挙来襲ノコトアルベキハ遺憾乍明白ニシテ苟モ業務上重要書類ハ固ヨリ仮令伝票一枚一夜ト雖モ卓上又ハ机ノ袖斗ニ放置スルガ如キコトナク入念ニ金庫其他安全場所ニ格納スル等細心ノ注意ヲ払ヒ(中略)最悪ノ事態ニ備ヘ遺憾ナキヲ期セラレ度切望ニ不堪、猶土囊、金庫室内ニ四斗樽一杯ニ水ヲ貯ヘ置クコトガ耐火上有効ナル実例多ク鐵庫ノ内部ヘ□又ハ薬罐等ニ水ヲ容レ置クコトノ必要ヲ説ク人多シ御留意相成度」²⁸⁾

芸備銀行は重要文書や伝票一枚さえ大切に金庫に入れ金庫内には四斗樽一杯の水を置くことを指示していた。爆心地近辺の本店(鉄筋5階建)は被爆から一週間燃え続けたが、被爆三日後には業務を日銀広島支店で再開した。被爆前日までの伝票は疎開して無事であったため可能であったと推測される²⁹⁾。日銀広島支店が最上階の三階のみを焼失しながら残ったのは屋上に1メートルの土砂を積んでいたからだと言われる(『広島原爆戦災誌』第三巻)。芸備銀行本店の金庫は8月23日に開けられ、業務上の重要書類は無事残り業務に使用された³⁰⁾。

(6) 寺院・教会の記録疎開状況

広島市内の寺院のうち爆心地に近く、被爆当日全壊消滅した中島本町の慈仙寺は、本尊阿弥陀如来像、歴代過去帳を郡部に疎開させ、同町浄法寺は本尊聖徳太子像・親鸞聖人像及び歴代過去帳を安佐郡緑井町専蔵坊へ疎開させた。他にも爆心地に近い材木町浄円寺は安佐郡高陽町へ本尊を、墓石の下に重要書類や過去帳を埋めた。その他過去帳等を郡部に疎開させていたのは材木町の妙法寺、寺町広島別院、三川町円隆寺などがある。

教会は市内中心部の流川教会が重要書類は庭の防空壕へ、ピアノ等重要な道具を周辺部の牛田へ疎開させた、幟町天主教会はピアノを郊外に疎開させた。

27) 広島大学付属図書館『広島大学気象文庫目録』序、凡例、昭和37年(1962)。

28) 芸備銀行草津支店「庶務雑書綴自昭和十八年」[広島県立文書館蔵(寄託)「広島銀行創業百年史資料」]。この資料は西向宏介氏のご教示による。

29) 当時貸付課長井藤勲雄の述懐。「原爆広島史考」[「政治政経セミナー」昭和51年(1976)3月号]。

30) 『中国新聞』昭和48年(1973)6月23日付記事『よみがえる「あの日」』。

表9 官公庁事業所等の記録疎開状況

番号	種類	施設・機関等	所在地	記録疎開状況
1	寺社	慈仙寺	中島本町	本尊の阿弥陀如来像及び歴代過去帳、什器など郡部へ疎開し、座敷裏庭に防空壕を掘っていた。
2	同上	浄宝寺	中島本町	本尊の聖徳太子像・親鸞聖人像・蓮如上人絵像、及び門徒過去帳を安佐郡佐東町緑井専蔵坊へ疎開した。また親鸞聖人絵伝図は安芸郡熊野町の西光寺に疎開した。
3	同上	浄圓寺	材木町	本尊の阿弥陀如来像は安佐郡高陽町玖村圓正寺に疎開した。重要書類や過去帳は墓石の下に埋蔵した。
4	同上	妙法寺	材木町	本尊の日蓮聖人像及び檀家各家別過去帳、瘡守本尊は宮島の縁故宅に疎開した。年別過去帳、仏具・什器は消失した。
5	同上	誓願寺	材木町	爆心地に近く建物は全壊全焼した。住職その他居住者の消息は不明である。
6	同上	国泰寺	小町	陸軍船舶部隊（暁部隊）約八〇〇人くらいが常時駐屯していたので防衛体制は充分と考えられ、重要書類その他も疎開しないでした。
7	同上	円隆寺	三川町	重要書類・寺宝など境内の防空壕に入れていたが水に浸かり八月六日の朝本堂縁側で乾かし被爆全焼。過去帳だけ佐伯郡廿日市町の常国寺に疎開。
8	同上	本願寺派広島別院	寺町	本尊及び法宝は安佐郡安佐町後山に本願寺の工具養成所として設備した後山道場へ疎開した。その他のものは郡部の各寺院へ疎開した。
9	同上	法雲寺	宇品	本尊及び宗祖・7高僧・聖徳太子木像、重要書類を安佐郡へ疎開した。大蔵経その他の仏書は寺内の建物から離れた場所にトタン屋根の小屋を建てて移した。
10	同上	不動院	牛田町	重要書類その他の疎開もしなかった。
11	同上	千暁寺	宇品海岸	本尊や重要書類の疎開はおこなわなかった。
12	教会	日本基督教団 流川教会	上流川町	重要書類は牧師館の庭の防空壕を掘り、火災にあっても焼けないように大型火鉢などを利用して地下に埋蔵した。ピアノ・オルガン・聖壇用のテーブル・椅子など重要道具（礼拝用聖餐式・洗礼盤）は牛田町東区多田宅と江淵宅に、牧師館の家具等は緑井中田勘助宅に疎開した。
13	同上	幟町天主教教会	幟町	庭に防空壕を掘り、その他防火用水槽を設置しバケツを備えた。ピアノを郊外へ疎開した。
14	官公庁	広島通信局関係各機関	基町他	各機関とも人事関係・業務関係の原簿、重要書類や備品の一部を郡部へ疎開した。日々使用する帳簿その他書類は事務終了後付属の防空壕や地下道に格納保管した。
15	同上	広島郵便局及び駅前郵便局	細工町、 松原町	簡易保険は契約原簿を焼失したが安佐郡三入村に疎開していた原簿写しによって処理した（広島郵便局）。災害非常払いは一入一口五十円で、無通帳による確認払いで、被災死亡証明書だけを基として支払った。契約原簿は写しを高田郡向原町に疎開していた。それを基に保険証書・領収帳などによって徴収原簿を作成し整備した。幸い人事関係書類が焼失しなかった。
16	同上	広島貯金支局	千田町	貴重な貯金原簿カード約350枚が爆風に吹き飛ばされ、室内外をとわず散乱して収拾に苦心した。負傷者も協力して付近一帯を探したが、200メートル離れた鷹野橋付近で貯金通牒と出納計算書が発見されたりした。振替口座票は疎開していた副本を基に、28,700余の口座票を作成して各口座の現在高を確認した。証券事務については、幸い証券原簿が焼失しなかったため昭和20年12月末には現在高通算を終えた。
17	同上	広島管区气象台	江波	次の器材・書類などを安佐郡可部町役場の了解を得て同町友貞神社の建物内に疎開した（気象観測器械一式、無線電信受信機一式、観測用紙・帳簿・天気図用紙・規程類一式、当座に必要とする事務用紙・切手類）。重要書類・気象原簿・記録は、气象台東側の横穴式防空壕に移した。
18	同上	広島財務局及び広島税務署	八丁堀	昭和20年6月下旬から7月中旬にかけて、主として安佐郡可部町可部税務署の鉄筋建倉庫と民間酒造家の倉庫を借用し、印刷機械・裁断機その他の諸器具、ならびに重要書類・用紙類の疎開をおこなった。重要古文書類（慶長元年以降江戸時代を経て、明治初年に亘る中国地方全般の検地水帳類、その他地租改正関係古文書類5,000点など）は安芸郡中野村の大師堂・畑賀病院をはじめ、各寺院や倉庫に全部を疎開した。

番号	種類	施設・機関等	所在地	記録疎開状況
19	官公庁	広島控訴院	小町	当時進行中の訴訟記録は広島区裁判所井原出張所(高田郡白木町)へ、判決原本(永久保存)は庄原区裁判所(庄原市)へ、書籍・用紙などの若干は広島区裁判所可部出張所(安佐郡可部町)へ疎開した。
20	同上	広島控訴院検事局	小町	重要書類は、県北部の三次区裁判所検事局に疎開した。
21	同上	広島地方裁判所・広島区裁判所	三川町	戸籍関係書類(広島市役所の戸籍および除籍簿)は、市内比治山公園内の市役所分室横穴へ疎開した。登記関係書類(不動産および船舶登記簿ならびに登記申請書の一部)は、比婆郡庄原町の庄原区裁判所へ、その他は市街祇園町所在の広島区裁判所祇園出張所へ疎開した。重要図書中の大審院判例は市内幟町所在の広島地方裁判所所長官舎の倉庫へ疎開した。
22	同上	広島地方裁判所検事局・広島区裁判所検事局	三川町	昭和19年末広島地方裁判所検事局・広島区裁判所検事局の保存記録のうち、判決原文および刑事事件簿など(昭和17年末までに完結したもの)の重要書類は、比婆郡庄原町の庄原区裁判所倉庫に疎開移動したが、その他の帳簿・事件記録は煉瓦作りの倉庫に、捜査中の記録は庁内の防空用地下室に格納した。コンクリート建ての倉庫一棟を残して、他は原子爆弾の炸裂と同時に崩壊ないし大破半壊した。格納中の事件記録およびその他の書類は、区裁判所コンクリート倉庫に格納してあったもの、および疎開中の判決原本を除き焼失した。
23	同上	広島鉄道局	宇品、松原、横川、己斐	昭和20年4月25日日本局審査課は宇品から上流川の広島女学院に疎開、各課は廿日市町など郊外に疎開を実施。各機関の重要書類や移動可能な諸資材・備品は完全な防空壕や市外の各駅に分散疎開した。広島駅など各駅も疎開したが一部は駅構内の防空壕や郊外の家を借用、横川駅は重要物資・重要書類を貨車一両に収納し、安佐郡古市橋に夜間のみ疎開した。被爆当日は全部焼失した。
24	事業所	日本銀行広島支店	袋町	昭和20年7月20日非常執務態勢強化のため双三郡三次町の芸備銀行支店内に分室を設け国庫事務の被害分散を図った。屋上に1メートルの土砂盛りを行って爆撃に備えた。楠の大樹の火が燃え移った3階以外は焼失せず。
25	同上	芸備銀行	紙屋町	重要書類は県下双三郡三次町の当行三次支店へ疎開した。残高各口ごとに日報を作成し三次支店に送付した。
26	同上	日本勧業銀行広島支店	上流川町	店舗が堅牢な鉄筋コンクリート建てで疎開をおこなわなかった。現金・帳簿・重要書類は金庫室に保管した。
27	同上	日本貯蓄銀行広島支店	大手町	重要書類はすべて金庫内に格納した。金庫室だけは無事に残り内部の保管物件は全部完全であった。預貯金および貸出関係の帳簿類は、随時写しを作成して呉支店に保管した。また美術的価値のある保護預りの絵画類は適宜遠隔地へ疎開した。
28	同上	帝国銀行広島支店	革屋町	日本製鋼所が安芸郡中野村に疎開し、そこへ一緒に伝票の写し、顧客名簿などを疎開した。通常事務に必要なない重要文書は下関支店へも疎開した。
29	同上	安田銀行広島支店	平田屋町	安田銀行柳井支店へ、伝票その他の重要書類の写しを疎開した。金庫内の重要物件および諸帳簿だけは安全であったから、4、5日後に現金・担保品その他一部重要書類を他へ移転した。8月10日から応急払出業務を行う。
30	同上	三菱銀行広島支店	革屋町	諸帳簿・伝票などは非常事態に備えて、副本を作成し、他地に所在の当行支店に分散保管した。広島支店だけでなく、各地支店相互に実施していた方法である。
31	同上	住友銀行広島支店	紙屋町	主要帳簿は複製し、他支店に相互保管した。金庫室だけはまったく被害なく、収納されていた現金・諸預り品・諸帳簿など安全であった。また本店の指示により、当座の用度品類を隣接店舗などに相互疎開していた。僅かな人数の行員に加えて、通帳証書・印章の焼失や紛失、預金者の死亡による相続人の確認など困難であった。
32	同上	三和銀行広島支店	大手町	重要書類・日々の取引きの移動・残高表などの写しを作成し、徳島県三好郡池田町にあった三和銀行池田支店に送付して倉庫に保管した。

原爆とアーカイブズ（数野）

番号	種類	施設・機関等	所在地	記録疎開状況
33	事業所	広島中央放送局	上流川町	安佐郡祇園町の原放送所へ、放送部では開局以来の放送番組表綴（製本したもの20数冊。現在FK資料室に保存）・レコード約300枚・楽器（ティンパニー・クラリネット）・その他、事務用品・用紙類若干を疎開した。加入原簿・受信機・消耗品類を安佐郡可部町の民家へ疎開。集金カードの一部は高田郡白木町井原市、安佐郡深川、佐伯郡五日市町八幡の各民家へ分散疎開。毎日夕方になると流川局舎の中庭の防空壕の中へ、楽器類・レコードを楽団の人々と共に運びこんでいた。これらは被爆して全部焼失したが、当時は局舎周辺の建物疎開跡に残された民家の土蔵や倉庫を借りて、日常必要な機器や書類などを分散して疎開しておき、必要なとき取出して来て使用した。
34	同上	中国新聞社	上流川町	新聞用資材については巻取紙は広島市研屋町立石呉服店倉庫・矢賀町山本家倉庫・山口町倉庫、京橋町の保田酒店倉庫・草津町の倉本家倉庫・大手町八丁目の佐野昆布店倉庫・市外府中国民学校・海田市需品廠などに疎開した。写真用資材は府中町難波家倉庫・矢口山本家倉庫・東海田市成木家倉庫のほか、山県郡本地村福本家の総二階離家を買収して、カメラ・スクリーン・アルコールその他薬品類多数を疎開した。地金類は海田市町成木家倉庫に運び、本社図書館所蔵の図書は各社員に委嘱して、各自の疎開先に預けた。本土決戦に備えて輪転機の疎開も実施することにした。郊外疎開のため温品村の川手牧場を借用した。
35	同上	広島電鉄株式会社	千田町	各種予備機械、不急物資などは奥地の営業所に、一部を五日市楽々園に疎開した。
36	同上	広島瓦斯株式会社	大手町	人事関係・庶務関係・供給関係の重要文書及び工務課の工場・製造設備・図面、及び図面目録を広島実践高等女学校（鈴木峰女子短期大学）に疎開した。
37	同上	中国配電株式会社	小町	重要書類のうち会計帳簿および諸表などは、昭和20年6月ごろ、昭和19年下半年期までのものを亀山発電所へ疎開した。株式業務は疎開できず、株式名簿の写しを作成し、副印鑑簿とともに双三郡の三次電業局へ疎開した。
38	同上	中国配電株式会社製作所	大洲町	昭和20年初めごろから材料の疎開をはじめた。6月7日から会計帳簿・設計図面などの重要書類を、廃棄した大型変圧器タンクやドラム缶に入れ、鉄板の蓋をして工場構内の空地に埋めていた。朝出勤すると取出し、退社時や空襲時には納めた。
39	同上	日本発送電株式会社中国支店	大手町	火力課のみ安芸郡矢野の農業会事務所に疎開した（後の課は準備中）。資材の疎開は昭和20年4月から7月まで広島港安佐郡佐伯郡の各地倉庫等へ行った。重要書類は間野平発電所へ疎開した。
40	同上	福屋	八丁堀	堅牢な鉄筋コンクリート建ての建物であったから、物資・施設とも疎開の必要を感じず疎開していなかった。重要書類などは建物内の大金庫に収納していた。
41	同上	三菱重工業株式会社広島機械製作所・広島造船所	南観音・江波	昭和20年4月から工場の疎開に着手。山間にバラック工場をたて機械を移した。己斐上の工場は完成操業開始。重要書類などは佐伯郡廿日市・地御前、安芸郡倉橋など19箇所に分散疎開した。事務部門は草津海蔵寺・古江青年会館・己斐善法寺及び花市場・中峰商店その他に疎開した。
42	同上	東洋工業株式会社	府中町	昭和19年大規模な工場疎開を計画した。巨大な横穴式防空壕を設置した。同年6月安芸郡府中町御衣尾に分工場を建設した。
43	同上	中国塗料株式会社	吉島本町	総務部関係最重要書類は極秘に五日市疎開工場内某山中地区の安全地帯に保管した。勤労部関係重要書類は五日市疎開工場に、職員名簿その他日常業務に必要なものは（写し）をとり、市内南竹屋町疎開事務所に保管した。会計課関係は佐伯郡五日市町海老山麓社長邸に疎開。原価計算課関係は佐伯郡五日市町観光道路木原邸事務所に疎開した。
44	同上	藤野綿業株式会社	蟹屋町	重要書類などは会社内の倉庫や防空壕に保管した。
45	同上	熊平商店	革屋町	重要書類や帳票は、店内の大金庫に保管した。

注＝広島県庁・広島市役所を除く主な官公庁のうち掲載していないのは中国地方総監府（広島文理科大学理学部校舎2・3階、千田町、疎開無）、広島地方専売局（塩を専売局倉庫・郊外・郡部に疎開）、広島刑務所（重要書類を庁舎前に地下防空壕を作り保管）である。また、所在地は当時の町名である。

出典＝『広島原爆戦災誌』第三巻第二編各説及び「資料表」

おわりに

本稿の課題についてこれまで述べてきたことを以下にまとめて結語に代えたい。

広島県庁は昭和20年（1945）6月末以降に県会県参事会事務担当の庶務課が引継いできた重要文書を旧高田郡吉田町の高田地方事務所倉庫へ疎開させた。時期不詳だが、各部の重要文書を廿日市市地御前の教員保養所、広島市内の安芸高等女学校及び広島県立盲学校へ疎開させた。それらの文書は戦後回収され業務に利用されたことが聞き取りなどから窺われるが、今日まで引継がれた文書は、庶務課文書を引継いだ財政課の議会関係文書（その大部分は「県議会文書」）や、人事課が引継いだ「進退通知簿」、学務課が引継いだ明治中期以降の県内小学校・補習学校・中等学校の各職員履歴、水産課が引継いだ漁業関係文書、治山課が引継いだ県営林関係文書、援護課が引継いだ「兵籍簿」「恩給台帳」などの援護恩給関係文書等、少しまとまった量の文書と各課の僅少な文書である。被爆を免れた文書は少なくとも昭和25年時点で約1600冊はあったと考えられるが、その文書量は疎開時の保存量に較べ極めて僅少であると推測される。敗戦時の焼却、度重なる移転での廃棄、広島県庁庁舎新築移転時（昭和31年4月）及びファイリングシステム導入時（昭和34年10月総第813号以降）に廃棄された可能性がある。

県議会文書は戦後の県議会史編さんのために「収集」された文書を多数含む文書群であるが、その中核は戦時の疎開文書であり、県会県参事会事務を引継いだ各課（内務部第一課、県治課、地方課、庶務課、内政課等）が業務上作成した文書である。文書群の中心的な性格は「県議会県参事会の事務担当課が作成した文書群」である。

広島市内官公庁、事業所、寺社等においては、個別にあるいは組織的に重要書類の疎開がおこなわれた。広島市役所は戸籍簿と土地家屋台帳等を疎開させた。広島財務局及び広島税務署は昭和20年（1945）6月から7月にかけて重要書類を旧安佐郡可部町（現広島市安佐北区可部町）へ、重要古文書を旧安芸郡中野村（現広島市安芸区中野）へ疎開させた。後者は現在広島大学附属図書館所蔵の中国五県土地租税資料6662冊として現在に至っている。広島控訴院は判決原本を庄原区裁判所（現庄原市）へ、訴訟記録を高田郡白木町（現広島市安佐北区白木町）へ疎開させた。広島地方裁判所・広島区裁判所、広島地方裁判所検事局・広島区裁判所検事局も同様に、登記関係書類や判決原本、刑事事件簿を庄原区裁判所へ疎開させた。時期は昭和19年末頃である。広島市域の裁判所・司法機関の判決原本・刑事事件簿等の重要書類は、組織的な対応で原爆被災を免れた。

事業所のうち、銀行の各支店は重要書類を金庫に格納して守り、随時帳簿や伝票の副本を作成して他支店と相互保管していたところが多い。広島中央放送局は開局以来の番組表や放送用楽器、受信機、加入原簿など重要書類・機器を広島市郊外各地に分散疎開させ、日常業務に必要な機器や書類を広島市内中央流川の局舎中庭の防空壕に毎日夕方運び込み、周辺の土蔵にも同様の機器・書類を疎開させた。中国新聞社は新聞用資材、写真用資材、図書、輪転機等を郊外へ疎開させている。寺社は本尊及び過去帳を郊外に疎開させたところが多い。

被爆直後からいち早く、広島郵便局各局、広島貯金支局、各銀行広島支店等が業務再開を果たしたのは、現用の重要文書を疎開させ、あるいは複製・副本をとり不測の事態に備えていたからであった。また、判決原本や広島財務局広島税務署の中国五県土地・租税資料は、遠隔地や郊外への疎開により、歴史資料として重要な文書を保存しようとする明確な意思によって守られたといえる。

文書・記録の疎開に関して予想外であったと思われるのは、原爆の未曾有の破壊力により近辺の防空壕や土蔵及びコンクリート建築の地下室・地上階等において多くの文書が焼滅したことであろう。また、これまで夜間の空襲を想定して、夕刻からの重要文書の疎開を行っていた機関（重要書類を貨車一両に収納し、広島市郊外の古市橋駅に夜間のみ疎開していた広島鉄道局等の事例、表9参照）や夜間のみ郊

外へ疎開していた人々にとっても予想外の被害であった。

たしかに、原爆によるアーカイブズ被害は大きかった。しかし、一方で昭和20年（1945）6月から7月にかけて、疎開の気運が高まり³¹⁾、業務遂行のために、また歴史的資料を保存するために、組織の重要な文書・記録を守る営みが存在したことも事実であり、むしろ、県庁等では原爆被災後に失われた文書・記録も少なからずあったのである。

もしも記録疎開の記憶もその証跡となる資料も失われたとき、「原爆によるアーカイブズの壊滅」という「現在に囚われた常識」のみが地域の記憶として伝えられていくことになる。

戦後、広島県では近代における県通達文書や県報の復元、県史編纂事業における中央官庁及び市町村文書による県行政文書の補完・復元が取り組まれた。現在もその作業は当館で行われている。これまで、明治9年（1876）12月の県庁焼失、及び昭和20年（1945）8月の原爆投下による行政文書焼失が事業執行の理由であった。今後それに加えて、疎開で守られた文書を戦後十分に引継げなかった自らの「アーカイブズ喪失」を理由に、組織の記録を復元する取組みを続けることになろう。

最後に、疎開により残された国の機関の文書に含まれる、戦前期広島県行政文書について触れておきたい。先述した広島大学蔵「中国五県土地・租税資料」の中には、明治5年（1872）2月1日の広島県による庶務課・聴訟課・租税課・出納課の設置（「広島県布告帳」）以来、明治29年（1896）に国税事務を広島税務管理局に継ぐ（明治29年10月20日勅令337号税務管理局官制による）までの広島県の租税事務に関する行政文書が含まれている。また、広島大学法学部保管の判決原本類及び広島地方裁判所・広島高等裁判所等の所有する明治前期の司法資料の中には明治5年から8年にいたる広島県聴訟課作成の裁判関係文書が含まれている。国税徴収機構や裁判機構が未整備の段階で県の機構の一部がそれらの事務を行ったことを表す文書である。こうした文書の他、警察関連の戦前期広島県行政文書はいまだ調査の途上にある。これらの文書は戦前期広島県行政文書の量的な把握には含めていないことをお断りしておきたい。

31) 県内初の空襲が昭和19年（1944）11月11日である。同年11月18日、内務省により広島市・呉市に対して消防道路と防空空地設定を目的とした強制疎開の指定がなされ、広島市はそれ以降原爆投下までに六次の疎開を実施する。そのうち第五次疎開（昭和20年6月28日前後から7月15日までの予定4000世帯）、第六次疎開（同年7月23日前後から8月10日までの予定、実際は8月3日から開始、6000世帯のうち2500件完了）時点は強制疎開のピークである。その間6月29日には、県庁は空襲罹災時の庁舎移転計画を発表した。また、呉市の空襲（7月1～2日）があった後は広島市の空襲も必至であるとの予測が市民にはなされていた。注5【新編広島県警察史】及び広島県【広島県戦災史】昭和63年（1988）、【中国新聞】昭和20年6月28日、7月23日付記事による。疎開の気運が高まる一方で、防空態勢維持のため防空要員の市内在住者が強制的に囚われ、幼少の国民学校高等科生徒や中学一・二年の未動員学徒が第六次建物疎開へ強行動員された（『県庁被災誌』46・47頁及び【中国新聞】同年7月8日付記事）。同年6月、中国五県統括の中国地方総監府が広島市に置かれ、本土決戦の行政機構が整備されると、決戦下「一死以テ戦ニ殉ズル」（大塚総監の県庁職員訓示）ことが求められ、県庁は、職員自身の当直により守ることがめざされた。空襲必至の予測下でも精神主義が横溢しており、そのなかでの県庁文書の疎開だった。そのことが文書疎開を「最低限」にした可能性はある（『県庁被災誌』34・35頁）。